

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
1	鼻腔式持続陽圧呼吸補助装置賃貸借	令和3年4月1日	エア・ウォーター北海道株式会社道央産業・医療支社	9,900,000	当該機器の借受及び維持管理が可能な唯一の業者であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	経営企画課用度係	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日
2	札幌市病院局職員健康診断業務(単価契約)	令和3年4月1日	札幌市職員共済組合理事 長 町田隆敏	12,683,257	本市では、すべての任命権者が統一して「札幌市職員共済組合」に長期的な健康管理対策を行わせており、札幌市職員共済組合健康管理センターが業務を実施することにより、健康診断から保健指導まで一貫した健診体制の確立が実現し、将来にわたり長期的かつ適切な健康管理が可能となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	総務課職員係	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日
3	ネーザルハイフロー	令和3年5月18日	(株)竹山中央支店	1,914,907	新型インフルエンザその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号、札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和3年6月30日
4	ベッドサイドモニタ	令和3年5月18日	(株)竹山中央支店	3,615,480	新型インフルエンザその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号、札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和3年6月30日
5	ネーザルハイフロー	令和3年5月31日	(株)竹山中央支店	1,276,605	新型インフルエンザその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号、札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和3年6月30日
6	外来案内表示システム運用にかかる総合医療情報システム改修業務	令和3年6月9日	富士通Japan株式会社 北海道支社	3,190,000	稼働中の総合医療情報システムの改修業務であり、システム構築時にソフトウェア開発及びシステム詳細設定等を行っている富士通Japan株式会社北海道支社以外では実施できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課事務係	令和3年8月31日